

役員等の報酬規程

社会福祉法人 遊育会 役員及び評議員の報酬に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 遊育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定基準)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。
2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
4 役員が法人及び事業所の運營業務のため出張する場合は、別表4により旅費等を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月10日とする（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第6条に準じて支給）
2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
3 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
4 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義

の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法人法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年6月30日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額300,000円
常務理事	月額250,000円
理事	月額200,000円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,631円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,631円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	20,631円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,631円

別表第3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	20,631円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	20,631円

別表第4（出張旅費）

+交通費	実費相当
宿泊日当	1泊あたりにつき3,000円
宿泊費	実費相当